

業務部速報

No. 67

発行 11. 12. 12

JR東労組 業務部

安全で質の高い医療を提供できる医療職場の
人事・賃金制度の実現を求める申し入れ **第1回②** **申11号**

【第2項】主任発令者はB等級(組合案)に移行し、主任職として位置づけること
【第3項】主任未発令者はC等級(組合案)に移行し、指導職として位置づけること
(交渉のポイントP3参照)

組合

現行の主任職と会社案の総括職はまったくの同一人物だ。職名を新しくする必要はない。

会社

聞き慣れないかもしれないが、主任を総括すると理解してもらいたい。

医療職として聞き慣れないものは必要ない!

主任は発令行為で、その職名に重みを置いていた。組合案の主任発令の有無で等級分けをした方が分かりやすい。

現行制度の主任業務を引き続きやってもらう。役割は今まで以上に明確化になり、職場の課題解決にあたってもらう。

主任の位置づけを軽くしてもらいたくない!

【第4項】現行B等級の者はA等級(組合案)に移行し、現場管理職の等級として位置づけること

【第5項】現行A等級の者はH等級(組合案)に移行し、職場の運営管理の等級として位置づけること
(交渉のポイントP3参照)

組合

新制度でも看護師長の職名が2つの等級に存在しているが、その役割に違いはあるのか。

会社

現行でもA等級、B等級に看護師長がおり、考え方は変わっていない。意欲、能力を踏まえ適正な場所に配置していく。

看護部や現場で分ける考えはないことを確認!

管理者の役割は重要だ。管理業務に専念できる体制になっていない。

H等級、M等級は管理者相当。人事考課で見極めていく。意欲、能力適性をみて昇進する。

発令行為である、看護師長、副医療技師長の職名が整理されていない!

**医療職場実態にはあわない制度が浮き彫りに! 医療の常識に会社の常識を押しつけるな!
安全で安心な質の高い医療を提供できる人事・賃金制度を創り出そう!**

